

門真市における空家等対策に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会京阪河内支部（以下、「乙」という。）及び公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部大阪東支部（以下、「丙」という。）は、門真市における空家等に関する対策を推進するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、門真市空家等対策計画に基づく施策を実施するため、甲、乙及び丙が相互に連携・協力し、門真市内における空家等の適正管理や利活用などの空家等対策を効果的かつ効率的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次の各号のとおり定める。

- （1）空家等 建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（連携）

第3条 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項について連携する。

- （1）空家等の適正管理の促進に関すること。
- （2）空家等の利活用の促進に関すること。
- （3）前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

（甲の業務）

第4条 甲は、前条の連携にあたり、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）所有者等から空家等の売買等に関する相談を受けた場合の乙及び丙の紹介
- （2）空家等及び所有者等に関する情報の乙及び丙への提供（本人の承諾を得た場合）
- （3）乙及び丙が実施する相談会等の周知その他の支援のうち甲が認めるもの

（乙及び丙の業務）

第5条 乙及び丙は、第3条の連携にあたり、次の各号に掲げる業務を行う

- （1）空家等の売買等の相談及び相談結果の甲への報告
- （2）空家等の適正管理に向けた啓発活動
- （3）甲が実施する相談会等への会員の派遣その他の支援のうち乙及び丙が認めるもの

(守秘義務)

第6条 この協定に基づく業務に携わる者は、当該業務上で知り得た情報を他に知らせ、又は不当に使用してはならない。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲、乙又は丙から申し入れがない場合は、有効期間を1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年7月19日

甲 門真市中町1番1号

門真市

代表者 門真市長 宮本 一孝

乙 寝屋川市寿町39番10号 京阪河内不動産会館

一般社団法人 大阪府宅地建物取引業協会 京阪河内支部

代表者 支部長 河瀬 毅

丙 守口市寺内町2丁目7番27号 富士火災守口ビル4階

公益社団法人 全日本不動産協会 大阪府本部 大阪東支部

代表者 支部長 福田 憲政